

## ● 林野火災注意報・林野火災警報の運用が始まりました

SDGs GOAL 15 陸の豊かさも守ろう

本年1月1日から林野火災の予防を目的とした「林野火災注意報・林野火災警報」の運用が始まります。

## 林野火災注意報・林野火災警報の発令基準について

林野火災注意報の発令基準	林野火災警報の発令基準
<p>①または②のいずれかの条件に該当する場合</p> <p>①前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下</p> <p>②前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表 ※ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、発令しないことができるものとする。</p>	<p>林野火災注意報の発令基準 + 強風注意報が発表</p>

対象期間 1月1日～5月31日（毎年）



## 林野火災注意報・警報が発令された場合の規制について

市火災予防条例により、次のとおり「火の使用の制限」が課せられます。

- ①山林、原野などにおいて火入れをしないこと。
  - ②花火を使用しないこと。
  - ③屋外において火遊びまたはたき火をしないこと。
  - ④屋外においては、引火性または爆発性の物品、その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
  - ⑤残火（たばこの吸殻を含む）、取灰または火粉を始末すること。
  - ⑥屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口などを閉じて行うこと。
- ※林野火災警報が発令されているときに、「火の使用の制限」に違反した場合は、消防法により罰せられることがあります。なお、林野火災注意報は、罰則を伴わない努力義務を課すものとなります。

## たき火の届け出について

市火災予防条例において、火災とまぎらわしい煙または火炎を発するおそれのある行為に、たき火が含まれることが明記されました。たき火をする場合は、消防署への届け出が必要となります。

※電話での届け出も受け付けています。

問い合わせ先 市消防本部予防係 ☎0192(54)2119

## ● 横田地区コミュニティセンターの利用を再開します

SDGs GOAL 11 住み続けられる まちづくりを

市では、施設の長寿命化を図るため、横田地区コミュニティセンター（横田基幹集落センター）の改修工事を行いました。

2月1日（日）から利用を再開しますので、ぜひご利用ください。

なお、施設予約は、横田地区コミュニティ推進協議会（0192-59-2810）までご連絡ください。

問い合わせ先 市役所まちづくり推進課コミュニティ係（内線125）

## ● 共同消防指令センターの運用が始まります

SDGs GOAL 3 すべての人に 健康と福祉を  
SDGs GOAL 11 住み続けられる まちづくりを

3月10日（火）から市消防本部管内の119番通報は  
『いわて消防指令センター』で一括受信します

本市を含む県内10の消防本部では、119番通報などを受けた消防指令業務の共同運用を開始します。これにより、災害情報を一元化し、迅速な相互応援体制を実現します。また、最新の高機能指令システムを取り入れ、指令業務を専門職員が担うことで、消防体制を強化します。



## 119番通報をいわて消防指令センターで一括受付

これまで県内10の消防本部では、それぞれの消防本部で119番通報を受け付けていました。

共同運用後は、盛岡市のいわて消防指令センターで一括して受け付け、各市町村の消防本部に出動指令が下されます。

## 消防車や救急車はこれまでどおり市消防署から出動します

いわて消防指令センターでは、消防業務のうち指令業務のみ共同運用されます。そのため、消防車や救急車は、これまでどおり市内の災害現場には市消防署から出動しますので、現場到着が遅くなることはありません。

## いざというときは落ち着いて通報を

119番の通報方法に変更はありませんが、通報する際は「陸前高田市〇〇町…」と市名を含めた住所を伝えてください。これにより、出動先を速やかに決定することができます。

住所がわからないときは、周辺の目立つ建物などを教えてください。受け取った情報やGPS情報、検索機能を併用して、指令員が場所を特定します。

## 119番通報のポイント

119番通報するときは、次のことを心掛けましょう。

## 『あわてず・ゆっくり・はっきりと』

① 火事・救急であることを伝える

② 住所を伝える

※消防車・救急車に来てほしい場所

③ 状況を伝える

※指令員からの質問に答えてください。

## 消防指令センター Q&amp;A

Q 119番通報がつながりにくくなりませんか？

A 共同運用後の着信件数を想定して回線数を設定していますので、つながりにくくなることはありません。

Q 119番通報の受信範囲が広がりますが場所の特定はすぐにできますか？

A 最新のシステムが導入されたため、位置情報通知システムや検索機能により、すぐに通報場所を特定できます。

問い合わせ先 市消防本部・消防署 ☎0192(54)2119